

初心運転者期間制度に基づく講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第 3 号

初心運転者期間制度に基づく講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

初心運転者期間制度に基づく講習等の実施に関する規則（平成 2 年佐賀県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
様式第 1 号（第 3 条関係） <table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>免許証の番号</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		略		免許証の番号	略	略		様式第 1 号（第 3 条関係） <table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>免許証の番号</td><td>略</td></tr><tr><td><u>免許情報記 録の番号</u></td><td><u>第 号 年 月 日 公安委員会記録等</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		略		免許証の番号	略	<u>免許情報記 録の番号</u>	<u>第 号 年 月 日 公安委員会記録等</u>	略	
略																			
略																			
免許証の番号	略																		
略																			
略																			
略																			
免許証の番号	略																		
<u>免許情報記 録の番号</u>	<u>第 号 年 月 日 公安委員会記録等</u>																		
略																			

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

初心運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者 殿

公安委員会 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	免 許 種 別	免許証番号	講 習 指 定 年 月 日
					免許情報 記録番号	

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第7条関係）

初心運転者講習結果報告書

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者

下記の者に対して道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を
年 月 日に終了したことを報告する。

番号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	免 許 の 種 類	免許証番号	講習指 導員名	効果測 定結果
					免 許 情 報 記 録 番 号		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。